破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１６９号
静岡市葵区瀬名川２丁目23番７号　パークサイド瀬名川101号、旧住所静岡市駿河区東新田３丁目15番38号
破産者　池ヶ谷征彦
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７２号
長野県上田市下丸子285番地２
破産者　小宮山知良
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第４６７号
静岡県島田市新田町8550番地
破産者　石川　康弘
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２９９号
名古屋市守山区喜多山１丁目１番11号
破産者　神野　英樹
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３３０号
愛知県春日井市六軒屋町字東丘17番地78　東丘ハイツ101号、従前の住所名古屋市北区鳩岡２丁目10番４号　サンハイツあさひ10Ｄ号
破産者　田川　華子
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６２号
名古屋市南区豊４丁目３番15号　ニュー堀田サンハイツＡ棟803号
破産者　関谷　幸雄
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５６４号
名古屋市西区歌里町89―１ヴィラージュ歌里103号室
破産者　伊藤　裕美
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８１号
神戸市灘区篠原北町４丁目９番３―202号
破産者　藤田　　泉
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２号
北海道中川郡幕別町札内あかしや町43番地の95　町営住宅４号202
破産者　前田　政明
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
秋田県潟上市昭和大久保字北野細谷道添129番地
破産者　青木　貞雄
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６０号
石川県金沢市もりの里３丁目106番地　レイモンドヒル・113号、従前の住所石川県金沢市三ツ屋町ロ55番地１ドリーム・アイビー・210号、従前々の住所石川県加賀市熊坂町ニ７番地６
破産者　永野　昌盛
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第１１３号
静岡県富士市川成新町353番地　フェルゼンハイム弐番館102号、開始決定時の住所静岡県富士市川成島328番地の７
破産者　紅林　伸行
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３号
山口県下関市梶栗町２丁目６番８号
破産者　土井　泰久
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第３８９号
沖縄県那覇市おもろまち４丁目10番28号　グラスコート205、破産手続開始決定時の住所沖縄県那覇市牧志３丁目15番37―10801号プレミスト牧志タワー国際通り
破産者　石川　淳一
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第２１０９号
大阪府茨木市総持寺１丁目９番９号
破産者　安藤　　博
1　破産債権の届出期間　平成26年11月17日まで
2　一般調査期日　平成26年12月15日午後３時
平成26年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９号
名古屋市北区光音寺町２丁目39番地、開始決定時の住所名古屋市西区稲生町５丁目71番地の４
破産者　武藤　達雄
1　破産債権の届出期間　平成26年11月25日まで
2　一般調査期日　平成26年12月24日午前11時20分
平成26年10月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４号
三重県四日市市大字羽津乙950番地１
破産者　羽津工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年11月25日まで
2　一般調査期日　平成26年12月19日午前10時30分
平成26年10月24日
津地方裁判所四日市支部破産係